

障害児通所支援事業所の運営上の留意点について

令和2年9月11日 群馬県障害政策課

(目次)

I 指定基準、報酬算定基準等

【1】人員配置に関する基準	1
【2】「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の資格要件	7
【3】「児童発達支援管理責任者」の資格要件、加算・減算等に関する注意	8
【4】減算について	14
【5】放課後等デイサービスの基本報酬の区分について	19
【6】加算等について	23
(参考) H30.3.1 事務連絡(一部改) 加配加算	25
◆別冊	29
注意! 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者【間違いの多い例】	
・人員配置-間違いやすい点、間違いの多いケース	
・資格要件-間違いやすい点、間違いの多いケース	

II 届出・報告等について

33

III ガイドラインを踏まえたサービスの提供並びにサービスの質の評価・改善及び公表の実施について

39

◆別添：届出記載例

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

I 指定基準、報酬算定基準等

【1】人員配置に関する基準 * H29.4、H30.4 改正

* 概要です。必ず基準及び通知の内容を確認してください。

(1) 指定児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に配置すべき人員

(重心対象除く、センター除く)

<p>《従業者》</p> <p>ア 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>①「<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>」の合計数【専従】 (サービスの単位ごとに<u>その提供を行う時間帯を通じて専ら(専従で)</u>当該サービスの提供にあたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数) → 障害児の数が10人までのとき・・・2人以上 障害児の数が10人超～15人までのとき・・・3人以上 障害児の数が15人超～20人までのとき・・・4人以上 障害児の数が20人超～25人までのとき・・・5人以上 (25人超～ 略)</p> <p>②上記①のうち、<u>1人以上は、常勤</u>でなければならない。 ③上記①のうち、<u>半数以上は、「児童指導員又は保育士」</u>でなければならない。</p> <p>※注意</p> <p>※1 上記の人員基準上必要な数の職員については、<u>全て</u>、児童指導員か、保育士か、障害福祉サービス経験者のいずれかの要件を満たす者でなければならない。 資格要件あり(◇資格要件→児童指導員等の資格要件のページ参照) ・「児童指導員」→「指導員」とは異なり、資格要件あり ・「障害福祉サービス経験者」→障害福祉サービスの範囲や年数等の要件あり</p> <p>※2 上記①のうち、<u>1人以上は、常勤</u>であること。 ※3 上記①のうち、<u>半数以上は、「児童指導員又は保育士」</u>であること。 ※4 「<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>」の合計数は、<u>サービス提供時間帯を通じて</u>、人員基準に定める必要数が常に配置されていなければならない。(→不足する日、時間帯があってはならない。) また、③の「半数以上」についても<u>サービス提供時間帯を通じて</u>、常に規定の数が配置されていること。(→不足する日、時間帯があってはならない。)</p> <p>※5 <u>専従</u>であること。 従業者の当該事業所(当該サービス)における勤務時間中に、当該サービス以外の職務に従事しないこと。(同一時間帯に他の事業等との兼務等は不可) *勤務体制表には、各従業者の勤務時間は、当該サービスに専従できる時間を記載すること。(例えば他の事業と兼務する職員がいる場合は、それぞれの事業の勤務時間を明確に区分し、当該サービスに専従で勤務する時間のみを記載。)</p> <p>※6 定員ではなく、実際の児童の数に応じた配置が必要となること。(定員超過の場合は注意) *定員超過は、やむを得ない事情がある場合に限られることに注意。 また、一定範囲を超える定員超過は、減算の対象となることにも注意。</p>
<p>イ 児童発達支援管理責任者</p> <p>○1人以上【<u>専任かつ常勤</u>】</p> <p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>専任かつ常勤</u>であること。・当該事業所(当該サービス)の管理者との兼務は可能。・児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、指導員等の数には、<u>含めることはできない</u>。(算入できない)。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

○資格要件

「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者であること。

◇資格要件 →児発管のページ参照

○責務・業務

- ・放課後等デイサービス計画（児童発達支援計画）（個別支援計画）の作成等
- ・相談及び援助
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言

ウ 機能訓練担当職員

○日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、配置しなければならない。

（当該職員が単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら（専従で）、当該サービスの提供を行う場合は、アの合計数に含めることができる）

《管理者》

○1人【専従】（一定の場合兼務可）

○責務・業務

- ・事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- ・事業所の従業者に対し、指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

○管理業務を行える者を配置する。

*注意

常勤とは

当該事業所（当該サービス）における勤務時間が、当該事業所（当該サービス）において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（ただし、1週間に32時間を下回らないこと）に達していること。

*注意

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

「基準上必要な員数」の考え方

□1 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数

サービス提供時間帯を通じて、規定の数（人員基準に定める必要数）が常に配置されていなければならない。（不足する日、時間帯があってはならない。）

※ なお、人員基準上必要な数を超えて配置されている職員については、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者である必要はない。

□2 児童指導員又は保育士の数（半数以上の考え方）

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないが、この半数以上についても、サービス提供時間帯を通じて常に確保されていなければならない。（不足する日、時間帯があってはならない。）

※ なお、この半数以上は、人員基準上必要となる数の半数でよい。

（例）利用者数10人以下だが、人員基準を超えて2名加配し、合計4人配置している場合、児童指導員又は保育士の数は、4人のうち2人ではなく、人員基準上必要な数（2人）のうちの半数（1人）以上でよい。

※ やむを得ず定員超過した場合は人員基準上必要な数が増加するので注意。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

（２）指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所に配置すべき人員

（重心対象の場合）（センター除く）

*主たる対象：重症心身障害児の場合（センター除く）

《従業者》 * H30.4 改正

- ① 嘱託医 1人以上
- ② 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1人以上
- ③ 児童指導員又は保育士 1人以上
- ④ 機能訓練担当職員 1人以上
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上

※注意

- ※1 各職種（嘱託医除く）は、サービス提供時間帯を通じて、1人以上配置されていることが必要。
- ※2 ただし、機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯は、配置しないことができる。

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月31日事務連絡 一部抜粋）

<問114 機能訓練担当職員の配置>

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

<回答>

重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されていない。

なお、障害児の通所支援計画に依りて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事務所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

- ※3 児童指導員又は保育士が必要。（指導員では基準を満たさない）
- ※4 児童指導員には資格要件あり（指導員とは異なる）
（◇資格要件→児童指導員等資格要件のページ参照）
- ※5 児童発達支援管理責任者…資格要件、責務はp1～2参照
（◇資格要件→児発管のページ参照）

《管理者》…p2参照

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

注意 「重症心身障害児」の報酬単価の算定（請求）について

重心の報酬単価を算定する場合は、次の2つの要件を満たしている必要がある。

- ①事業所が重心対象の基準を満たしていること。（+届出が行われていること）
- ②当該障害児が重症心身障害児であること。

* 重症心身障害児とは

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童。

児童相談所の判定を踏まえ市町村が認定。

→重心対象の基準を満たしていない事業所は、重心の報酬単価は算定できません。

→重症心身障害児ではない児童については、重心の報酬単価は算定できません。（通常の単価で請求→児発：区分Ⅰ、放デイ区分1の1 ※報酬告示を参照のこと。）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

(3) 指定児童発達支援事業所（センターの場合）に配置すべき人員

《従業者》

①嘱託医 1人以上 *児童福祉施設基準第63条の要件に該当すること

*②以下の職種 専従要件あり（ただし、栄養士、調理員は、併設する社会福祉施設の職務に従事可。）

②児童指導員又は保育士

○員数

- ・児童指導員及び保育士の総数<※>…指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上
- ・児童指導員…1人以上
- ・保育士…1人以上

※注意：児童指導員は資格要件あり（別添参照）。「指導員」とは異なるので注意。
定員ではなく利用児童の数に応じた配置が必要。（定員超過の場合は注意）
*定員超過は、やむを得ない事情がある場合に限られること。また、一定範囲を超える定員超過は、減算の対象となることにも注意。

③栄養士 1人以上（障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる）

④調理員 1人以上（調理業務の全部を委託*する場合は置かないことができる）
*調理を委託する場合でも、施設内調理であること。（*児童福祉施設基準第11条等）

⑤児童発達支援管理責任者

○1人以上

※注意：児童指導員、保育士等の数には、含めることはできない（算入できない）。

○資格要件「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者であること。

○責務・業務

- ・児童発達支援計画（個別支援計画）の作成等
- ・相談及び援助
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言

◇資格要件→児発管のページ

⑥機能訓練担当職員

○日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、配置しなければならない。
（児童指導員及び保育士の総数に含めることができる）

◎主として重症心身障害児を通わせる場合

上記①～⑤のほか、次の従業者を置かなければならない。
（児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）

機能訓練担当職員 1人以上

看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1人以上

◎主として難聴児を通わせる場合

上記①～⑤のほか、次の従業者を置かなければならない。
（児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）

言語聴覚士…指定児童発達支援の単位ごとに4人以上

機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は配置）
…機能訓練を行うために必要な数

《管理者》…p2参照

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

※注意 従業者には、「専従」要件があります。

- ・従業者（嘱託医を除く）は、専ら（専従で）当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら（専従で）当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。
- ・ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

*専従要件のある従業者については

- ・従業者の当該事業所（当該サービス）における勤務時間中に、当該サービス以外の職務に従事しないこと。（同日時間帯に他の事業等との兼務等は不可）
- ・勤務体制表には、各従業者の勤務時間は、当該サービスに専従できる時間を記載すること。（専従できない時間は対象外）

（４）保育所等訪問支援に配置すべき人員

《従業者》

- ①訪問支援員 訪問支援を行うために必要な数
- ②児童発達支援管理責任者 １人以上

《管理者》・・・p 2 参照

※注意

※１ 保育所等訪問支援の提供にあたる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を要する者とする。

※２ 同一人物が指定指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を１人で兼務することは認められない。（平成２４年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ 問９９（平成２４年８月３１日事務連絡）

※３ 児童発達支援管理責任者・・・資格要件、責務はp 1～2 参照
（◇資格要件→児発管のページ参照）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【2】「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の資格要件

* 注意 「児童発達支援管理責任者」、「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の実務経験の対象となる範囲はそれぞれ異なります。間違えないように御注意ください。

1 **児童指導員**の資格要件

「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第93号）」第60条第1項各号のいずれかに該当する者

（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年省令第63号）」第43条第1項と概ね同じ）

◎「児童指導員」に該当する者（主なもの）

- ・社会福祉士の資格を有する者
- ・精神保健福祉士の資格を有する者
- ・大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・高等学校を卒業した者等<*1>であって、2年以上児童福祉事業<*2>に従事した者
- ・3年以上児童福祉事業<*2>に従事した者であって、県知事が適当と認めたもの
- ・学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、県知事が適当と認めたもの など

<*1> 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

<*2> ここでいう「児童福祉事業」とは社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業

2 **障害福祉サービス経験者**の要件

高等学校を卒業した者等<*ア>であって、2年以上「障害福祉サービス」<*イ>に係る業務に従事したものの

<*ア> 上記1の<*1>に同じ

<*イ> ここでいう「障害福祉サービス」とは（基準省令第3条第3項において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスと定義）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

注) **従事年数、従事日数の取扱い**

1年以上の従事経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。（例えば3年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が3年以上、従事日数540日以上）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【3】「児童発達支援管理責任者」の資格要件

1 児童発達支援管理責任者の資格要件

(1) 資格要件

次の①及び②について、いずれも満たしていること

① 実務経験の要件を満たしていること

・要件 別添資料（要約版）参照 * H31.4改正

② 研修修了の要件を満たしていること

研修は、旧制度においてはア及びイ、新制度においては、ア、イ及びウの研修をすべて修了していること

（旧制度：～平成31年3月31日）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修

※旧体系研修受講者は2023年度末までに更新研修の受講が必要（5年毎に受講）

（新制度：平成31年4月1日～）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者等基礎研修

ウ：サービス管理責任者等実践研修（2021年度より実施）

※サービス管理責任者等研修は、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施されます。

※実践研修を受講するためには、基礎研修受講後、2年以上の実務経験が必要

※実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講

【令和元年度～令和3年度までの経過措置】

実務経験を満たして基礎研修を修了した場合は、基礎研修終了後3年間は、実践研修修了者としてみなし、従事が可能（ただし、基礎研修修了後の3年間に実践研修を修了する必要あり）

(2) 実務経験要件に関する注意

◎ 研修の修了者が必ずしも実務経験要件を満たしているとは限りません。別途、実務経験証明書で確認が必要です。

① 次のような場合は、実務経験の要件を満たしません。

・ 対象外の施設・事業所等で従事 →×

・ 直接支援、相談支援の定義に該当しない業務に従事 →×

例：管理者（施設長、園長）の業務は対象外

※対象施設・事業所等や直接支援、相談支援の定義等は、

資料「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」等を確認

② 実務経験要件の改正により、児童発達支援管理責任者の実務経験要件は、サービス管理責任者とは異なる要件になりましたので、ご注意ください。

③ 1年以上の実務経験とは

業務従事日数が1年あたり、180日以上あること。

④ 期間のカウントに関する注意

・ 端数を切り上げることはできません。 例：11ヶ月 → 1年ではない。

・ 「見込み」では要件を満たしません。

例：研修申込時の実務経験見込証明書 →×

⑤ 期間を短縮することができる資格の範囲

・ 対象となる資格は限られています。該当するかどうかよく確認してください。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

2 報酬の請求（減算等）に関する注意

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や
常勤・専任で配置できない場合には**

- ・指定基準違反に該当します。
- ・報酬の減算等の取扱い →減算の説明ページ参照

3 児童発達支援管理責任者に関する届出について

次の場合は、県への届出を行わなければならない。

新規就任・変更、要件を満たす者を配置できなくなった場合や常勤・専任等の配置基準を満たさなくなった場合（報酬体制（加算・減算等）の変更）等

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

注意 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要があります。
例「障害者支援施設」→障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

*平成31年4月改正

実務経験の要件を満たす者

下記①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 1及び2の期間が通算して5年以上であって、かつ、もし当該期間において5-Iの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ② 3の期間が通算して8年以上であって、かつ、もし当該期間において5-IIの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ 1～3の期間を通算した期間から、5-I、5-IIの期間を除いた期間が3年以上であって、かつ4の期間が通算して5年以上である者

1 相談支援業務

以下のアからキに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア
 - ・地域生活支援事業の従事者
 - ・障害児相談支援事業の従事者
 - ・身体及び知的障害者相談支援事業の従事者
- イ
 - ・児童相談所の従業者
 - ・児童家庭支援センターの従業者
 - ・身体及び知的障害者更生相談所の従業者
 - ・精神障害者社会復帰施設の従業者
 - ・福祉事務所の従業者
 - ・発達障害者支援センターの従業者
- ウ
 - ・障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設の従業者
 - ・精神保健福祉センターの従業者
 - ・救護施設及び更生施設の従業者
 - ・介護老人保健施設の従業者
 - ・地域包括支援センターの従業者
- エ
 - ・障害者職業センターの従業者
 - ・障害者就業・生活支援センターの従業者
- オ
 - ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

カ 病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
- (3) 4別表の国家資格等を有する者
- (4) 上記のアからオに掲げる業務に1年以上従事した者

キ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

2 直接支援業務（有資格者A）

以下のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア
- ・ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・ 老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
 - ・ 療養病床の従業者
- イ
- ・ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
 - ・ 老人居宅介護等事業の従事者
- ウ
- ・ 病院、診療所、薬局の従業者
 - ・ 訪問看護事業所の従業者
- エ
- ・ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- オ
- ・ 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

3 直接支援業務（資格なし）

上記2のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、り師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士
--

5-I 以下の期間

・以下のア及びイを合算した期間

ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、**相談支援の業務**に従事した期間

イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間

5-II 以下の期間

ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

注1) 就任時点での実務経験年数とする。

※「見込み」は不可。

研修の受講は、年度末時点での「見込み」の実務経験で受講可能な場合がありますが、実際に就任する際は、見込みでは不可。

注2) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)

注3) 常勤、非常勤を問わず、注2)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

参考 児童発達支援管理責任者の実務経験の例

◎「有資格者A」の方が、2の直接支援業務に従事した場合の例

この場合、「2」の直接支援業務に該当する実務経験の期間が5年以上あって、かつ、その期間の中に、「5-I」に該当するもの（老人施設（介護保険事業所等）、療養病床 e t c）がある場合は、その期間を除いた期間が3年以上あることが必要。

（言い換えると、実務経験5年のうちに、児童、障害児、障害者等の一定の施設・事業所等（5-Iに該当しないもの）における実務経験が3年以上あることが必要。）

例①

- ・放課後等デイサービス 3年 →「2」の直接支援業務に該当。
- ・介護保険通所介護 2年 →「2」の直接支援業務に該当。
かつ、「5-I」にも該当。

→「2」の期間

3年+2年=5年 →通算して5年以上あり

→「2」の期間から「5-I」の期間を除いた期間

5年-2年=3年 →3年以上あり →実務経験要件を満たす

例②

- ・保育所 1年 →「2」の直接支援業務に該当。
- ・介護老人保健施設 4年 →「2」の直接支援業務に該当。
かつ、「5-I」にも該当。

→「2」の期間

1年+4年=5年 →通算して5年以上あり

→「2」の期間から「5-I」の期間を除いた期間

5年-4年=1年 →3年以上なし →実務経験要件を満たさない

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【4】減算について

- 報酬の減算要件に該当する場合は、基本報酬を減算して請求（算定）しなければならない。
- 減算の種類
 - ①人員欠如減算（人員配置が人員基準を満たしていない場合）
 - ②定員超過減算（一定の範囲を超える定員超過）
※従業者の数の不足だけでなく、常勤や専従等の要件を満たさない場合も該当
 - ③開所時間（サービス提供時間）減算 ④個別支援計画未作成等減算
 - ⑤自己評価結果等未公表減算 ⑥身体拘束廃止未実施減算
- 内容や程度等により、減算に該当するかどうかや、適用期間等が異なる。
以下、概要を記載。（詳細は、報酬の留意事項通知を参照）

1 人員基準を満たさない場合の減算（重心、センター除く）

（1）サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者欠如減算（利用者全員について減算）

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や
常勤・専任で配置できない場合**

- 指定基準違反に該当。
- 減算の要件に該当する場合は、減算（減額）して請求しなければならない。
- 1日単位の減算ではなく、月単位の減算

【減算の概要】 *H30.4改正

- サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者欠如減算（利用者全員について減算）
基本報酬については、翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、減算して算定（請求）しなければならない。（翌月末日において、基準を満たすに至っている場合は除く）。

* 減算割合

減算開始当初は70/100（3割減額）。減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された5月目から50/100（5割減額）。

例：4月に児発管不在となり、不在の状態が継続したが、12月1日から児発管を常勤・専任で配置した場合。

→ 翌々月から（6月のサービス提供分から）3割減額

→ 減算が適用された月から5ヵ月目から（10月のサービス提供分から）5割減額。（12月分まで減算継続）

- 個別支援計画未作成減算も対象となる。（下記3参照）

（2）サービス提供職員欠如減算（利用者全員について減算）

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の配置が人員基準を満たさない場合

- 人員基準に定める必要数が配置できない場合
- 常勤が1人以上いない場合 等

* 定員ではなく、利用児童の数に基づいた配置が必要となることにも注意

- 指定基準違反に該当。
- 減算の要件に該当する場合は、減算（減額）して請求しなければならない。
- 1日単位の減算ではなく、月単位の減算

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【減算の概要】 * H30.4改正

- サービス提供職員欠如減算（利用者全員について減算）
（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）

- ア 基準上必要な員数から1割を超えて不足した場合
→ 翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算
- イ 基準上必要な員数から1割の範囲内で不足した場合や、常勤や専従など、員数以外の要件を満たさない場合
→ 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員につき、減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）
- * 減算割合
当初は70/100（3割減額）。減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から50/100（5割減額）。

2 定員超過に係る減算（70/100）（3割減額）（利用者全員について減算）

【減算の概要】

(1) 1日あたりの利用実績による減算

- 1日の利用者の数が、利用定員に150/100を乗じて得た数を超える場合は、
→ 当該日について利用者の全員につき減算

(2) 直近の過去3ヶ月間の利用実績による減算

- 過去3ヶ月間（暦月）の利用者の数の平均値（延べ利用者数÷開所日数）が、
 - ・利用定員が11人以下の事業所 利用定員に3を加えて得た数を超える場合
 - ・利用定員が12人以上の事業所 利用定員に125/100を乗じて得た数を超える場合
- 当該1ヶ月間について利用者の全員につき、減算

◎利用定員51人以上の場合や複数の単位を設置している場合、多機能型事業所については取扱いが異なる。（報酬の留意事項通知を参照）

<参 考>

(定員の遵守)

基準省令第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

解釈通知第三の3（28）定員の遵守（基準第39条）

障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。

① 1日当たりの障害児の数

ア 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下になっていること。

イ （省略）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

② 過去3月間の障害児の数

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。

（提供拒否の禁止）

基準省令第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

解釈通知第三の3（4）提供拒否の禁止（基準第14条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合

② 入院治療の必要がある場合

③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

（サービス提供困難時の対応）

基準省令第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込みに係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

解釈通知第三の3（6）サービス提供困難時の対応（基準第16条）

指定児童発達支援事業者は、基準第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

3 個別支援計画未作成に係る減算（※計画未作成減算は、該当利用者について減算）

【減算の概要】 * H30.4改正

- ・計画未作成に該当した月から70/100（3割減額）
（個別支援計画が作成されていない期間が3カ月未満の場合）
- ・減算が適用された月から3カ月目から50/100（5割減額）
（個別支援計画が作成されていない期間が3カ月以上の場合）

※「計画未作成には、以下の場合を含みます。

- ・児童発達支援管理責任者の資格要件を満たさない者が作成している場合
- ・個別支援計画が基準の規定に従って適切に作成されていない場合（6カ月に1回以上の計画の見直しが行われていない場合も含む）

4 開所時間減算（利用者全員について減算）

【減算の概要】

- ・運営規程に定めるサービス提供時間（送迎のみを実施する時間は含まれない）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

が一定時間に満たない場合は、利用者全員につき、減算。（利用者の都合等により利用時間が短くなる場合を除く）

□6時間未満（85/100） □4時間未満（70/100）

・ただし、放課後等デイサービスの「学校授業日」は、減算制度の対象外

5 自己評価結果等未公表減算 *H31.4追加

【減算の概要】

- ・当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状況が解消されるに至った月まで、**障害者全員**について減算するものである。
- ・算定される単位数：85/100（1割5分減額）
- ・公表方法：インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

6 身体拘束廃止未実施減算 *H30.4追加

【減算の概要】

- ・算定される単位数：1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- ・当該減算については、事業所等において身体拘束等が行われた場合ではなく、指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められている記録が行われていない場合に、利用者全員について、所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌日から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

※児童発達支援管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算及び身体拘束廃止未実施減算は、保育所等訪問支援も対象となります。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

（参 考）

○人員欠如減算について（1割の計算方法）

児童発達支援事業所、放課後等デイサービスでは次のような計算方法が考えられる。

「時間数」での計算とし、不足している時間数の割合が、月全体の必要勤務時間数（サービス提供時間数×必要人員数）に対し、1割かどうかを確認。

⇒月の不足時間数の合計÷月の必要勤務時間数≤0.1

例：7/1～7/31（開所日数21日）

学校授業日のサービス提供時間 13：30～17：30（4時間）

学校休業日のサービス提供時間 8：30～17：30（9時間）

ア 月の不足時間の計算

①7/1 13：30～14：30に2名不足 → 2時間

②7/7 16：30～17：30に1名不足 → 1時間

→7月の不足時間 ①+②=2時間+1時間=3時間

イ 月の必要勤務時間数の計算 ^⑤

サービス提供時間数×開所日数×必要配置数

7/1～7/20（学校授業日）

サービス提供時間4時間 児童指導員2人（利用者数10人以下）

③4時間/日×15日開所×2人=120時間

7/21～7/31（夏休み）

サービス提供時間9時間 児童指導員2人（利用者数10人以下）

④9時間/日×6日開所×2人=108時間

→7月の必要勤務時間数 ③+④=120+108=228時間

⇒⑤÷⑥=3÷228=0.013≤0.1 ^⑥

※この場合は1割未満の欠如となる。

※やむを得ない理由により定員を超えた利用者がいた場合は、実利用人数に応じた人員配置が必要となるため、人員配置を満たせない場合は人員欠如となります。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【5】放課後等デイサービスの基本報酬の区分について

1 学校授業日、学校休業日の区分

※授業日、休業日で単価が異なります。授業日、休業日の区分は次のとおりです。

- 平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & Aより抜粋
問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか
答 具体的には以下のことを指す。
- ・学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
 - ・学校教育法施行規則第 63 条との規定に基づく授業がおこなわれない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

* 次のような場合は

- 授業が早く終わった日（早帰りの日）に、午前中からサービスを提供した場合
→午前中からサービスを提供したとしても、学校授業日の単価で請求する。
- 学校の運動会が土曜日にあり、月曜日は振替休日とされた場合
→土曜日は学校授業日の単価で請求し、月曜日は学校休業日の単価で請求する。
※ただし、学校休業日のサービス提供時間を通じて人員配置をしていることが必要
※学校休業日と学校授業日が混在するため、人員配置に注意（混在している場合、両方のサービス提供時間にて人員基準を満たしていること）
- 夏休み期間中の登校日に、サービスを提供した場合（公立学校）
→学校休業日の単価で請求可
※ただし、学校休業日のサービス提供時間を通じて人員配置をしていることが必要

2 障害児の状態像、サービス提供時間による基本報酬の区分（重心対象除く）

（1）概要（新しい基本報酬の区分を創設） * H30.4～

- ・利用者の状態像を勘案した指標（下記（2）①）を設定し、報酬区分を設定。
- ・学校授業日の基本報酬については、サービス提供時間が短い事業所について、短時間報酬の区分を設定。

※厚労省告示、通知等に規定

- ・費用算定基準（H24厚労省告示第122号）
- ・厚労大臣が定める施設基準（H24厚労省告示第269号）
- ・厚労省報酬留意事項通知等

※費用算定基準及び施設基準はH30.3.22一部改正、留意事項通知はH30.3.30一部改正により基本報酬区分が新設

（2）指標に該当する障害児（指標該当児）について ← 市町村が判断

①報酬の区分における指標

（次のア又はイのいずれかに該当する児童を指標該当児とする）

ア 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする状態であること

イ 別表（告示）に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること

②児童が指標に該当するかどうかの判定・・・市町村が行う。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

（3）報酬区分

イ 学校授業日

（1）区分1の1

- ・指標該当※

※指標に該当する障害児（指標該当児）の数が障害児全体の50%以上

- ・サービス提供時間が3時間以上

（2）区分1の2

- ・指標該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%以上

- ・サービス提供時間が3時間未満

（3）区分2の1

- ・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満

- ・サービス提供時間が3時間以上

（4）区分2の2

- ・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満

- ・サービス提供時間が3時間未満

ロ 学校休業日

（1）区分1

- ・指標該当※

※指標に該当する障害児（指標該当児）の数が障害児全体の50%以上

（2）区分2

- ・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満

（4）事業所の報酬区分の判定方法等について ← 事業所で割合を計算し、届出

【報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について】

- ① 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、当該年度の前年度（4月1日～3月31日）の延べ利用人数を用いる。

報酬区分において区分1（1の1、1の2を含む）を算定するには、「指標該当児」の当該年度の前年度の利用延べ人数を、上記の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。

*この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

※前年度の「延べ利用人数」

例えば、利用者Aの前年度の利用日数が223日の場合は、利用者Aは、223人とカウントします。

- ② 多機能型事業所における報酬区分障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける利用延べ人数により算出すること。

例えば、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所の場合、放課後等デイサービスの児童について、指標該当児の割合を算出する。

- ③ 新設、増改築等の場合の障害児の数について

ア 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出。

イ 定員が減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の利用延べ人数により算出する。

ウ これにより難い合理的な理由がある場合であって、県知事が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。

★ **各事業者は、指標該当児童の割合を算出し、報酬区分の届出を行う必要があります。**

* **既存の事業所の場合（平成30年4月1日以前に指定）**

・ 毎年度4月届出

前年度の延べ利用人数を用いて算出

* **新設又は増改築の事業所の場合**

【放課後等デイサービス（重心除く）】

① **新設又は増改築等の時点から3月未満の間**

新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により算定。

※在籍者数も指標該当児数も実人数にて算定。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点、当該月10日まで

② **新設又は増改築等の時点から3月以上1年未満の間**

新設又は増改築等の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算定する。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から4月目の10日まで

③ **新設又は増改築等の時点から1年以上経過している場合**

直近1年間における障害児の延べ利用人数により算定。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から1年後の10日まで

④ **③以降の場合**

毎年4月に当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の延べ利用人数を用いて算定する。

※体制届の提出期限：毎年4月10日まで

●**重心児を受け入れた場合は、上記計算に含むため、市町村に指標該当判定をしてもらう必要があります。**

※参考 【児童発達支援（センター、重心除く）】

① **新設又は増改築等の時点から3月未満の間**

新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める未就学児（小学校就学前の障害児）の割合により算定。

※①だけは、在籍者数も未就学児（小学校就学前の障害児）数も実人数にて算定。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点、当該月10日まで

② **新設又は増改築等の時点から3月以上1年未満の間**

新設又は増改築等の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算定する。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から4月目の10日まで

③ **新設又は増改築等の時点から1年以上経過している場合**

直近1年間における障害児の延べ利用人数により算定。

※体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から1年後の10日まで

④ **③以降の場合**

毎年4月に当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の延べ利用人数を用いて算定する。

※体制届の提出期限：毎年4月10日まで

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

●重心児を受け入れた場合は、上記計算に含みます。

【児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所】

児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所は、上記の報酬算定区分は対象ではありません。未就学児等支援区分又は障害児状態等区分は、非該当となります。

児童発達支援センター

- ・主たる対象が難聴児、重心児以外のセンター⇒通常のセンターの基本報酬を算定
- ・主たる対象が難聴児のセンター
⇒難聴児に対して児童発達支援を行った場合・・・センターの難聴児対象の基本報酬
⇒難聴児以外に対して児童発達支援を行った場合・・・通常のセンターの基本報酬
- ・主たる対象が重心児のセンター
⇒重心児に対して児童発達支援を行った場合・・・センターの重心児対象の基本報酬
⇒重心児以外に対して児童発達支援を行った場合・・・通常のセンターの基本報酬

主たる対象が重症心身障害児の事業所

- ・重心児に対してサービスを提供した場合⇒重心の基本報酬を算定
- ・重心児以外に対してサービスを行った場合⇒児童発達支援・・・未就学児等支援区分Ⅰ
⇒障害児状態等区分・・・区分ⅠのⅠ

※届出のない場合は、区分Ⅱの報酬になります。

【5-2】児童発達支援の基本報酬の区分（重心対象除く）（センター除く）

* H30.4 改正

小学校就学前の障害児（未就学児）の数が利用者全体の70%以上か、未満かで報酬の区分が異なる。

※ 未就学児・・・小学校就学前の障害児。

※ なお、学校教育法第1条の学校（幼稚園、大学除く）に学籍のある児童（不登校の児童等）は、放課後等デイサービスの利用になります。

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

【6】加算等について

- ・算定基準を満たさない場合は、請求（算定）できません。
- ・加算等の算定要件を満たさなくなった場合は、請求（算定）を中止しなければなりません。

1 児童指導員等配置加算について

○児童指導員等配置加算（有資格者配置加算）

※児童指導員等の有資格者等をサービス提供時間帯を通じて、1人以上配置した場合に
加算可（センター、重心対象外）

2 児童指導員等加配加算について

→別添資料参照

※人員基準を満たさない日がある場合は、その月全体で算定不可。

※届出の加配体制を実績で満たすことができなかつた場合、その月全体で算定不可。届出の加配体制以外の加配体制を実績で満たせたとしても、届出されている加配体制による加算しか請求できないため、その月全体で算定不可。

※児童指導員等加配体制（Ⅱ）について、児童発達支援は、「主に小学校就学前の障害児」の報酬の区分に該当する事業所が対象。放課後等デイサービスは「区分1（1の1、1の2含む）」の報酬の区分に該当する事業所が対象（センター、重心対象外）。

3 延長支援加算について

○留意事項通知

延長支援加算の取扱い（第二の2（1）⑮）（一部抜粋）

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、・・・以下のとおり取り扱うこととする。

ア～ウ（略）

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

○平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月30日事務連絡 一部抜粋）

<問66 延長支援加算>

「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業所が作成したものに限られるのか。

<回答>

原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。（以下略）

※延長支援加算を算定する場合は、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児通所支援利用計画（サービス等利用計画）に「やむを得ない理由」が必ず記載され、それをもとに作成される児童発達（放課後等デイサービス）利用計画（個別支援計画）にも記載があることが必要。

※新規で算定する場合の届出には、障害児通所支援利用計画（サービス等利用計画）と児童発達（放課後等デイサービス）利用計画（個別支援計画）の両方添付することが必要。

※既に算定している事業所も、両方の書類が整っていることが必要。

4 強度行動障害児支援加算について

○本加算は、該当する児童に対し、研修等を修了した者が児童発達支援（放課後等デイ

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

サービス）を行った場合に算定可能

※強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児は、告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて市町村が判断し該当すると認められた障害児

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の修了した旨の証明書の交付を受けた者が支援を行った場合、算定可能

5 看護職員加配加算について

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL.1（平成30年3月30日事務連絡 一部抜粋）

<問101 看護職員加配加算①>

医療的ケアに関する判定スコアについては、誰が判定するのか。

<回答>

各事業所が判定するものであるが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、書類がない場合においては算定対象となる該当児には含まれない。

<問102 看護職員加配加算②>

看護職員加配加算については、医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児にのみ加算されるのか。

<回答>

医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される。

※医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類は、事業所において整備すること（県へ提出する必要はない）。

※主として重症心身障害児を対象とするセンター及び事業所にあつては、看護職員加配加算（Ⅲ）は算定不可

6 初回加算について（保育所等訪問支援の加算）

○報酬告示（1の2 初回加算）

指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

○留意事項通知

初回加算の取扱い（第二の2(5)③）（一部抜粋）

(1) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。（以下省略）

(2)・・・当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定は可能である。

※個別支援計画作成のためのアセスメントだけの訪問は算定対象外。

※個別支援計画作成後、初回の支援日又は初回の支援日の属する月の支援日に、作成した個別支援計画に基づき支援が行われていることや障害児にあった計画となっているか等を確認のために児発管が同行した場合に算定可能

(参考) H30.3.1 事務連絡 (一部改)

加配加算

定員超過の場合の考え方、週6日開所等の場合の考え方について

(1) 加配加算の算定要件 (概要)

○算定要件概要

- ・人員基準上必要となる従業者の員数 (基準人数) に加え、加配職員を1.0人以上 (常勤換算による算定) 配置することが必要

例: 利用者数10人以下の場合

人員基準上必要となる従業者の員数 (基準人数) → 2人

十このほかに、加配職員が必要 (常勤換算で1.0人以上必要)

≪上記は概要です。加配加算のうち単位数の高いものを算定する場合は、上記のほかに、一定の有資格者を一定数配置する等、様々な要件がありますが、ここでは記載を省略しています。≫

【注意事項】

①「人員基準上必要となる従業者の員数」について

- ・人員基準上の資格要件を満たす者を人員基準上必要数配置しなければならない。
(ただし H30.3.31 以前指定の児童発達支援事業所は、H31.3.31 までは従前の例による)
- ・サービス提供時間帯を通じて、必要数が常に配置されていなければならない。
- ・定員ではなく実利用者数に応じた配置が必要。(定員超過の場合は増員が必要)
- ・児童発達支援管理責任者を含めることはできない。

②常勤換算の方法 (常勤換算の仕方) ⇒ 常勤換算の方法 の項目を参照のこと

③人員基準は、常勤換算基準ではないことに注意

- ・加配加算は、常勤換算による算定とされており、また、常勤換算は、月単位で行うため (下記 (2) の定員超過の場合を除く)、多少、不足する日があっても、他の日に多めの配置があり、月全体でみて常勤換算要件を満たしている場合は算定可能となります。
- ・ただし、人員基準は常勤換算基準ではないので、人員基準上の必要数については、サービス提供時間帯を通じて常に配置されている必要があります。(必要数が不足している日や時間帯があれば人員基準不適合に該当。人員欠如の割合が一定範囲を超える等、減算要件に該当する場合は減算しなければならない。)

(2) 定員超過の場合の加配加算の算定について

- 人員基準上必要な員数 (基準人数) は、実利用者数に応じた配置が必要となるため、定員超過の場合は、基準人数は増加し、加配加算を算定する場合は、この増加した基準人数に加えて、さらに加配職員が1.0人以上必要です。

例: 定員10人の事業所の例

①利用者数10人以下の場合

人員基準上必要な員数 (基準人数) → 2人

十このほかに、加配職員が必要 (常勤換算で1.0人以上必要)

②利用者数10人超~15人の場合

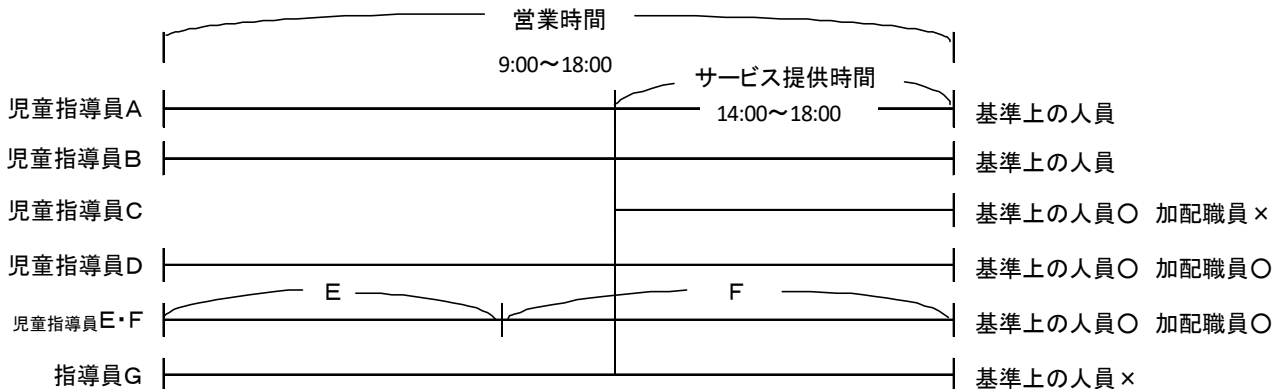
人員基準上必要な員数 (基準人数) → 3人

十このほかに、加配職員が必要 (常勤換算で1.0人以上必要)

○定員を超過した日は、人員基準上必要となる員数が増加しますが、この増加した基準人数に加えて、さらに1.0人以上（原則として1日単位での常勤換算）、加配職員を配置している場合に算定可能とします。

○定員超過の日に、この要件を満たす配置ができない場合は、その日は加配加算を算定しないこと。

例: 定員10名(やむを得ない事情により定員を超過:実利用人数11人)
 児童指導員等加配体制(Ⅰ)「児童指導員等」を算定
 常勤職員が勤務すべき時間:8時間



(3) 週6日以上開所等の場合の考え方

○加配加算の算定要件を満たすかどうかの計算

・人員基準上は、常勤換算基準ではなく、サービス提供時間帯を通じて配置が必要という基準となっており、加配加算上は常勤換算による算定とされているところですが、加配加算の要件を満たすかどうかを計算するにあたっては、便宜的に(※)、基準人数も常勤換算の値でみることにし、下記*のような数式で判断する場合があります。

(※)勤務体制が複雑なケースが多く、勤務表上、基準上の職員と加配職員によりわけ、加配職員のみで常勤換算を行うのが煩雑、複雑になるため

* 加配加算の計算

(児童)指導員等の総数(B)が、常勤換算で算定した場合に、
 基準人数(A) + 1.0以上になっていれば算定可。

→ 利用者数10人以下の場合

(児童)指導員等の総数(B) ≥ 3.0 (基準人数(A) 2.0 + 1.0)

○上記の例では、利用者数10人以下の場合、基準人数を2.0としていますが、週6日開所で職員が週休2日制等の場合のように、2.0人では人員基準を満たすことができないケース※もあります。このような場合は、下記例のように、基準人数は、実際に基準を満たすのに必要な値とし、これに加えて、加配職員が1.0人以上配置されている必要があることとします。

(※基準人数が2.0人でも職員が1人しかいない日が生じ、(児童)指導員等の総数が常勤換算上3.0人あっても、実際には2人しかいない(加配職員がいない)日が多数生じるケース)

* 具体例 週6日開所で職員が週休2日制の場合(利用者数10人以下)

→基準人数は、2.4人(※)とする。

加配加算を算定するには、(児童)指導員等の総数は、
 常勤換算で2.4 + 1.0 = 3.4人以上必要。

(※)基準人数の計算例 (勤務体制等によって詳細は異なる場合あり)

週5日開所の場合は4週間で20日、週6日開所の場合は4週間で24日開所。よって、週6日の場合は、週5日の場合の1.2倍人員が必要(24日÷20日=1.2) →通常2.0人×1.2=2.4人必要と計算

※なお、週6日開所、週休2日制等であっても、常勤職員の数が少なく、2.0人

例:週6日開所、週休2日制、定員10人(利用者数10人以下)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

職 種	勤務形態	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 合 計	週 の 平 均 勤 務 時 間
		1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日		
管理者兼児童発達 支援管理責任者	A	①	①		①	①	①		①	①		①	①	①		①	①		①	①	①		①	①		①	①	①		160	40
1 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者																															
児童指導員	A	①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	160	40
児童指導員	A		①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	
保育士	A	①	①	①	①		①		①	①	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	①	160	40	
当該事業所のサービス提供時間		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a	a		a	a	a	a		b	b	b	b			

■勤務時間 ①9:30~18:30 ②14:30~18:30

■サービス提供時間 a 14:30~18:00 b 10:00~16:00 ■勤務形態区分 A:常勤で専従 C:常勤以外で専従

で人員基準を満たせる場合はこの限りではありません。

(常勤職員が多いと、常勤換算上の値は大きくなるが、実際の員数は不足する状態が生じやすい。)

◀以上は、加配加算算定要件の概要です。

加配加算のうち単位数の高いものを算定する場合は、上記のほかにも、一定の有資格者を一定数配置する等、様々な要件がありますので御注意ください。▶

常勤換算の方法（常勤換算の仕方）

- ・常勤換算とは、常勤の職員で何人分になるかを換算する方法です。

従業者の勤務延べ時間数（当該事業所の当該サービスに従事する勤務時間の延べ数）を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に32時間を下回らないこと）で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法。

*なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とするものとする。

○具体例

Y事業所のH30年4月の4週間の例

A：従業者の勤務延べ時間数（4週間分）

- ・職員ア 140時間
- ・職員イ 120時間
- ・職員ウ 105時間
- ・職員工 88時間

総計（A）（ア～エの合計） 453時間

B：当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数

週35時間 → 4週間では140時間（B）

→ 従業者の勤務延べ時間数（A）を常勤の勤務すべき時間数（B）で割る。

A（453時間）÷ B（140時間）=3.2人

※注意 分子と分母の期間はそろえること

県への届出等の際に提出する勤務体制表は、4週間分（28日分）の勤務体制を記載する書式になっており、加算届出書の常勤換算の値を記載する欄も、分子（A）、分母（B）とも、4週間分の値を記載することが想定されていますが、ときどき、分子の従業者の勤務延べ時間数は、その月全体分（31日分等）の値とし、分母の常勤の時間数は、4週間分の値としているケースが見受けられます。このような計算方法だと、過剰な値になってしまいますので御注意ください。

なお、その月が要件を満たしているかどうかをチェックするには、その月全体について常勤換算を行う等の方法により確認する必要があります。

→
$$\frac{A：その月（31日の月なら、31日分）の従業者の勤務延べ時間数}{B：その月の常勤の勤務すべき時間数（※）}$$

（※）B（その月の常勤の勤務すべき時間数）は、月により異なる。曜日の配列等によっても異なる。

例：その月の29日～31日の曜日の配列が日、月、火
常勤 4週で160時間の事業所 → 月全体 176時間